

第3期 第1回豊島区子どもの権利委員会

日時：令和4年6月3日(金)午後2時～

会場：庁舎8階 レクチャールーム

1 開 会

2 委嘱状交付及び委員紹介

3 会長・副会長の選任

4 諮問

5 副区長挨拶

6 議 事

- (1) 豊島区子どもの権利委員会の位置づけについて
- (2) 第3期豊島区子どもの権利委員会の運営について
- (3) 子どもの権利に関連する区の実施について
- (4) 子どもの権利普及・啓発等の実施について

3 閉会

【配布資料】

- | | |
|-------|---|
| 資料1 | 委員名簿 |
| 資料2 | 豊島区子ども・若者総合計画と一体として進めている「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」の改定に係る諮問について |
| 資料3 | 豊島区子どもの権利委員会の位置づけについて |
| 資料4 | 第3期豊島区子どもの権利委員会の運営について |
| 資料5-1 | 子どもの権利に関連する区の実施一覧 |
| 資料5-2 | 「豊島区子ども若者総合計画」子どもの権利保障に関する施策の検証 |
| 資料6 | 子どもの権利普及・啓発等の実施について
第3期第1回豊島区子どもの権利委員会意見票 |
| 参考資料1 | 豊島区子どもの権利に関する条例 一般用パンフレット |
| 参考資料2 | 豊島区子どもの権利に関する条例 周知用パンフレット |
| 参考資料3 | 豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度） |

資料1	令和4年6月3日
	第3期第1回 豊島区子どもの権利委員会

第3期豊島区子どもの権利委員会 委員名簿

選出区分・団体等	氏名	
学識経験者	南野 奈津子	東洋大学 教授
	内田 塔子	子どもの権利条約総合研究所 事務局長
子どもの権利擁護委員	山下 敏雅	弁護士
	佐賀 豪	弁護士
	加藤 優子	臨床心理士
民生委員児童委員協議会	高田 慶子	長崎第一地区民生委員児童委員
青少年育成委員会連合会	山本 道子	青少年育成委員会連合会副会長
区立小学校校長	間嶋 健	区立巣鴨小学校校長
公募委員	豊田 雅子	区民公募
公募委員	臼井 祐一	区民公募

委嘱期間 : 令和4年4月1日～令和6年3月31日 (2年間)

第3期豊島区子どもの権利委員会 区理事者

令和4年5月1日時点

役職（肩書）	氏 名
子ども家庭部長	副島 由理
児童相談所設置準備担当部長	奥田 晃久
教育部長	澤田 健
子ども家庭部子ども若者課長	小澤 さおり
子ども家庭部子育て支援課長	安達 絵美子
子ども家庭部児童相談所設置準備担当課長	小林 拓
子ども家庭部子ども家庭支援センター長	山本 りか
子ども家庭部保育課長	鈴木 悠斗
教育部庶務課長	高橋 隆史
教育部指導課長	丸山 順子
教育部放課後対策課長	小野 義夫
教育部教育センター長	野崎 徳道

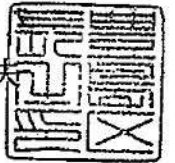


4 豊子子発第132号

令和4年6月3日

豊島区子どもの権利委員会会長 様

豊島区長 高野 之夫



豊島区子ども・若者総合計画と一体として進めている「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」の改定に係る諮問について

豊島区子ども・若者総合計画と一体として進めている「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」の改定について、貴委員会において専門的かつ幅広い見地からご検討いただきたく、豊島区子どもの権利に関する条例第32条の規定に基づき諮問いたします。

「豊島区子どもの権利委員会」の位置づけについて

1. 「豊島区子ども・若者総合計画」について

平成31年度までを計画期間とする「豊島区子どもプラン」「豊島区子ども・若者計画」の計画期間満了に伴い、豊島区基本計画における子ども若者分野の計画として、令和2年3月に「豊島区子ども・若者総合計画」（令和2～6年度）を策定した。本計画は、子ども・若者、子育て施策を推進するための総合計画として、以下の法令に基づく市区町村計画として位置付けるものである。

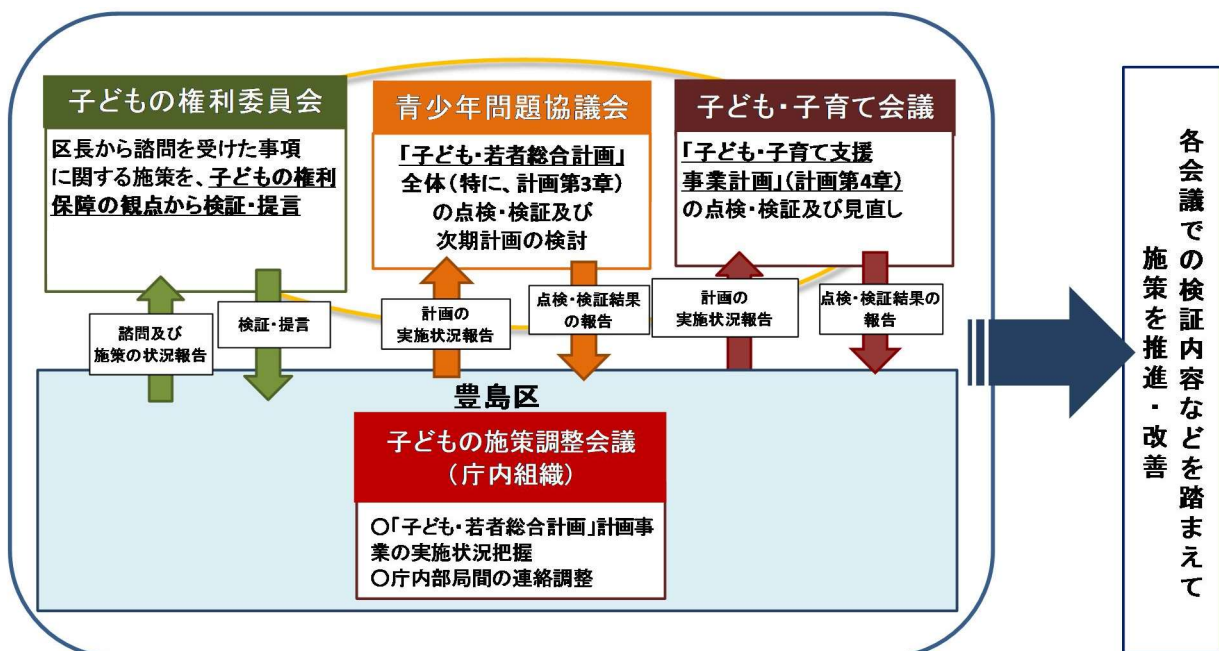
《関連法令における「豊島区子ども・若者総合計画」の位置付け》

- ① 「次世代育成支援対策推進法」第7条に基づく行動計画
- ② 「子ども・子育て支援法」第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画
- ③ 「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく子ども・若者計画
- ④ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく子どもの貧困対策計画
- ⑤ 「豊島区子どもの権利に関する条例」第30条に基づく子どもの権利推進計画

2. 「豊島区子どもの権利委員会」について

上記1のとおり各種法令に基づく総合的な計画となっている。そのため、計画の検証・推進にあたっては、複数の会議体において各所掌事項について検証し、その結果を踏まえて区が施策を推進する。「豊島区子どもの権利委員会」は、子どもの権利保障の観点から検証・提言を行う。

■ 計画の推進体制のイメージ図



第3期豊島区子どもの権利委員会の運営について

1. 目的（条例第31条）

豊島区子どもの権利に関する条例に基づく計画及び施策を検証する。

2. 職務（条例第32条）

- ①区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について調査及び審議をすること
- ②調査・審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること

3. 委員定数及び構成

（1）委員定数（条例第31条第2項）

10名以内をもって組織する。

（2）第3期委員構成（予定）

選出区分	人数
学識経験者	2
子どもの権利擁護委員	3
民生委員・児童委員	1
青少年育成委員会	1
区立学校長	1
公募区民	2
合計	10

4. 委員任期（条例第31条第3項）

委嘱の日から2年（令和4年4月1日から令和6年3月31日）

5. 会議回数

第3期では、概ね10回程度を予定

6. 第3期の主な検討事項

（1）令和4年度

- ・「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」の改定に向けた現行施策の検証検討

（2）令和5年度

- ・「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」の改定に向けた施策の検証実施、検証結果をもとに素案の作成

子どもの権利に関する区の実施計画一覧

<p>目標Ⅰ 子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する</p> <p>(1) 子どもの権利に関する理解促進…………… 1</p> <p>(2) 子どもの意見表明・参加の促進…………… 1</p> <p>(3) 子どもの居場所・活動の充実…………… 2</p> <p>(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済…………… 4</p> <p>目標Ⅱ 子どもを安心して産み育てるための支援を推進する</p> <p>(1) 子どもや家庭への医療・健康支援…………… 7</p> <p>(2) 子育て家庭への支援…………… 9</p> <p>目標Ⅲ 子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する</p> <p>(1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実…………… 12</p> <p>(2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備…………… 15</p> <p>(3) 子ども・若者支援に関わる人への支援…………… 16</p>	<p>目標Ⅳ 若者の自立と社会参加を支援する</p> <p>(1) 若者の自立支援…………… 18</p> <p>(2) 若者の参加支援…………… 20</p> <p>目標Ⅴ それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する</p> <p>(1) 状況に応じた支援…………… 22</p> <p>(2) 相談体制の充実と情報発信…………… 30</p> <p>目標Ⅵ 子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する</p> <p>(1) 地域の力の活用…………… 34</p> <p>(2) 安全・安心な社会環境の整備…………… 36</p> <p>(3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり…………… 38</p>
--	---

(注釈)

- 重点事業は薄橙色で網掛け表示
- 新規事業は薄黄色で網掛け表示
- 終了・統合事業は薄灰色で網掛け表示

具体的な取組			事業の概要					目標管理													
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)	
目標1「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」																					
(1) 子ども権利に関する理解促進																					
①子どもの権利の普及啓発・情報発信	子どもの権利の普及啓発・情報発信	子どもに分かりやすいリーフレットを作成するなど、対象者に合わせた手法を実施します。	重点事業	1	「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子ども若者課	子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせたわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関する施設等に配布します。	普及啓発媒体の種類		リーフレット2種類(一般・中高生)で広報を実施	-	リーフレットを増やす(小学生・マンガ版、妊産婦向け小冊子等) ・動画等を作成	学習用パンフレットの作成	既存のリーフレット2種類を区立小中学校にて配布するとともに、新たに小学校4～6年生向けの学習用パンフレットを作成した。	B	令和3年度以降は子どもの権利条例周知用パンフレットの内容を改訂する予定ほか、新たな普及啓発のツールについて検討する。	不要	-	-	
			計画事業	2	「子ども月間」事業	子ども若者課	子どもの権利の普及啓発のために、「子ども月間」(11月)に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくれます。	子どもの権利に関する条例に基づく「子ども月間」(11月)に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくれます。	子ども月間において、子どもが様々な体験ができる機会を提供するとともに、「子ども月間」の認知度向上イベントを行っています。		継続実施	-	広報誌にて「子ども月間」の周知	コロナ禍で地域イベント等は実施できなかったが、「子どもキャンプまつり」での成果発表を子ども月間中にオンライン配信した。また、「子どもの権利」について中央図書館でパネル展示を実施したほか、広報誌やケーブルテレビにて周知を行った。	B	「子ども月間」において、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、子どもたちに様々な体験ができる機会を提供する。					
			重点事業	3	「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子ども若者課 指導課	子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③区民講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①5回 ②10回 ③2回	①数値維持継続型 ②数値上昇型 ③数値維持継続型	①1回【5回】 ②0回【5回】 ③0回【2回】	職員研修は小規模で開催。その他は新型コロナウイルスにより、一堂に人数を集めることを避けるため、実施せず。	令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、オンラインでの開催を視野に入れた上で、まずは策定時の水準に戻し、状況を勘案して、令和6年度の目標値を目指す。	C	不要	-	-		
②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援	子どもの権利について学ぶ機会を確保します。	子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。	計画事業	4	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	子ども若者課 指導課	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	実施校数		毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施	数値維持継続型	0校【3校】	教育委員会と連携の上、子どもの権利擁護委員出張講座やCAPプログラム等の学校での「子どもの権利」学習プログラムの実施に向けた検討を行った。	C	講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施する。					
			計画事業	5	保育の質向上事業	保育課	子どもの多様な体験機会を確保しながら、子どもの権利について学び、身につけていきます。	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	実施園		継続実施	数値維持継続型	レミダワークショップ1園【2園】 CAPプログラム1園【1園】	コロナ禍でそれぞれ1園ずつとなったが、感染防止対策を講じながら実施した。	B	感染症対策より効果的な事業内容の両立ができるよう工夫し、毎年度着実に実施する。					
(2) 子どもの意見表明・参加の促進																					
①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり	子どもが意見表明や社会参加できる機会を確保します。	意見表明や参加を促進するための事業を実施します。	重点事業	6	としま子ども会議の開催	子ども若者課	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内の小中高校生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。	①参加者数 ②提案採択数		①実施に向けて検討中 ②実施に向けて検討中	①30人 ②1件	①数値上昇型 ②数値維持継続型	①4人【20人】 ②0件【1件】	7月～11月にかけて全6回会議を実施し、12月に意見発表会を開催した。会議は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためWeb会議形式で実施した。	C	子ども会議の参加者数向上のために、区立小中学校・区内私立中学高等学校・区内都立高校の児童・生徒向けに募集用チラシを配付し事業の広報・周知及び参加者数の向上に努める。また、子どもたちの意見や想いを区の施策に繋げられるよう、会議の初回に基本計画担当者から区の施策や取組についての講演を実施する。	不要	-	-	
			計画事業	7	子どもの参加推進事業	子ども若者課	地域の大学等と連携し、子どもの意見表明や、社会参加、参画を推進します。	区内の子どもを対象に、子どもの権利に関する条例の認知度の向上を図るとともに、地域団体や大学等との連携のもと、区政や地域活動の中で子どもが自分の意見を表明したり、社会参加、参画を推進する事業を実施します。	共催事業参加者数		30人	数値維持継続型	30人【30人】	新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、通年実施はせず、12月にオンラインで実施。	C	立教大学との連携により実施。					
			計画事業	8	利用者会議の開催	子ども若者課 放課後対策課	子どもが自分の意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させます。	子どもスキップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。	利用者会議開催数		55回	数値上昇型	44回【44回】	全スキップで利用者会議の開催。会議で出された意見を施設の運営や行事に反映した。	B	利用者会議を全施設で2～3回開催し、意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させる。					

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)	
②子どもの意見表明・参加の促進	日常における子どもの意見表明や社会参加を促進します。	施設運営や地域での生活など、日常の様々な場面で子どもが意見を表明でき、また子どもの意見が受け止められるよう取り組みます。	計画事業	9	子ども地域活動支援事業	子ども若者課	中高生が自主的に地域で活動できる機会実践できる場を提供します。地域の中で中高生センターの取り組みを知ってもらう活動に取り組みます。	子どもが地域社会の大事な担い手として、おとなと一緒に地域活動に参加できるよう、委託者と連携し、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援を行います。	参加者数		160人	数値維持継続型	81人 【160人】	(ｼﾞﾝｸﾞﾙ 東池袋) コロナ感染症の影響により、中高生が自主的な活動として地域の協力のもと計画したイベントが中止となった。(ｼﾞﾝｸﾞﾙ長崎) 委託事業者のコーディネートにより、ｼﾞﾝｸﾞﾙ利用者の中高生自らが地域団体等の協力のもと、区民ひろば等でのボランティア活動やトキワ荘ミュージアム紹介動画制作を行った。	C	中高生が興味があり得意なジャンルで自主的な力を発揮できるような内容を企画し、実施する。					
			計画事業	10	青少年指導者養成事業	学習・スポーツ課	参加した子どもたちが、学校や地域で活動できるリーダーシップとフォローアップを身につけることができるよう、日常から社会参加を促進する機会を提供します。	小学校4年生から中学生を対象に、地域青少年活動の充実、振興を図るため、キャンプを中心にリーダー養成講座を実施します。	ジュニアリーダー講習会の開催回数		10回	数値維持継続型	0回 【10回】	新型コロナウイルス感染症対策のため休止開催のために検討を重ねたが、事業実施に至らなかった。	C	新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、事業の継続を目指す					
(3) 子どもの居場所・活動の充実																					
①子どもの居場所の充実	子どもの居場所を充実します。	施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。	重点事業	11	中高生センターの運営	子ども若者課	中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。	中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語りや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身に備われないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。	①登録者数 ②延べ利用者数	①1,980人 ②26,896人	①2,200人 ②32,000人	①数値上昇型 ②数値維持継続型	①1,649人 【1,800人】 ②18,762人 【32,000人】	約2カ月の休館を経てSNS配信の充実及び中高生の自主的な活動を支援映像制作やイベントを実施。また問題を抱える利用者増加に伴い、日々のコミュニケーションから心身が傷ついた中高生を早期発見し、関係機関との連携により対応している。	B	子どもの居場所・活動の充実	必要	①2,000人 ②30,000人	ｼﾞﾝｸﾞﾙ東池袋大規模改修(R4年9月～R6年1月)が実施されるため		
			重点事業	12	子どもスキップの運営・改善	放課後対策課	小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。	小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。	延べ利用者数	535,760人	540,000人	数値維持継続型	302,177人 内訳 学童クラブ (301,787人) 一般利用 (390人) 【540,000人】	感染症対策のため、子どもスキップ一般利用については休止した。8月に「スキップの日」として各施設週2回程度、一般利用者を受け入れた。(実績外となるが、№16校庭開放は通年実施。)	C	引き続き感染症対策を講じつつ、段階的に一般利用を再開していく。	不要	—	—		
			計画事業	13	放課後子ども教室事業	放課後対策課	小学校の施設を活用した安全・安心な活動拠点づくりを進め、地域住民の参加と協力を得て、体験・交流活動の推進に取り組みます。	区立小学校において、放課後や週末等に、地域住民の参加と協力を得て、子どもたちを対象に学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行います。	延べ実施回数		2,000回	数値上昇型	対面事業:212回 視聴回数:187回 【対面事業:1,800回】	感染症対策のため、G Suite for Educationを活用した「おうちで楽しむ動画」の配信を実施した。	B	動画配信を継続しながら、感染症対策を徹底した対面での教室を実施する。					
			計画事業	14	子ども食堂ネットワーク	子ども若者課	子ども食堂で食事の提供だけでなく、居場所としての機能を充実させます。	地域で活動する「子ども食堂」の連絡会「しましま子ども食堂ネットワーク」への情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法等、運営者同士が情報交換を通して安全に支援活動の輪を広げていきます。	登録食堂数		25食堂	数値上昇型	21食堂 【21食堂】	コロナ禍により子ども食堂の開催ができなかったが、配食・宅食など工夫実施した子ども食堂がほとんどだった。子ども食堂ネットワークでは情報提供・情報共有のためネットワーク会議を実施した。	B	「子ども食堂ネットワーク」登録食堂数が増えることで食の提供だけでなく、子どもや子育て世帯の居場所を確保できる。					
②屋外遊び場の充実	子どもの遊び場の充実を図ります。	既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。	重点事業	15	プレーパーク事業	子ども若者課	子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆたたくた安心できる場所としての機能も併せ持ちます。	①参加者数 ②出張プレーパーク開催数	①31,002人 ②13回	①35,000人 ②20回	①数値上昇型 ②数値上昇型	①30,208人 【32,200人】 ②10回 【10回】	池袋本町プレーパークは、緊急事態宣言の影響で4月中旬と5月が実施できなかったが、屋外で子どもが自由な発想で自分らしく遊べる場所を提供した。出張プレーパークは保育園・スキップに限定し各施設6回及び2回、計10回実施した。	B	感染対策を行いながら、引き続き、子どもたちの自由な発想で安心して遊べる場所を提供する。外遊びが体験できる機会を増やせるよう出張プレーパークを実施する。	不要	—	—		
			計画事業	16	小学校開放事業	放課後対策課	児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。	放課後や学校休業中の児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。	実施施設数(全小学校22校)		22校	数値維持継続型	22校 【22校】	学校開放協力員を配置し、感染症対策を講じながら、安全な遊び場として開放した。	B	継続して児童の安全な遊び場確保に寄与していく。					

具体的な取組			事業の概要						目標管理										
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ	見直しの理由(N)	
																	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	
②屋外遊び場の充実	子どもの遊び場の充実を図ります。	既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。	計画事業	17	公園・児童遊園新設改良事業	公園緑地課	近隣の公園対し区民満足度が低い、子どもたちが活用したいと思う公園を整備していきます。	既設の区立公園・児童遊園においては、子育て世代を含めた住民ニーズ等を踏まえ、再整備を検討します。また、学校跡地等を活用して地域の活動拠点となる近隣公園等を整備します。	新設・改修公園数 2園/年		10園 (累計)	数値維持継続型	2園 【2園】	区内最大となる「しまみどりの防災公園」を新設し、様々な防災機能を整備、また「しまキッズパーク」を新設し、障がいのある子どもも遊べるインクルーシブ公園を整備した。	A	老朽化又はニーズに合わなくなった公園を毎年一定数改修工事を進めています。			
			計画事業	18	「しまキッズパーク」の整備・運営	公園緑地課	障がいがある子どもも安心して遊べる場の充実を図ります。	造幣局跡地の一部を、令和2年7月から令和6年度まで「キッズパーク」として運営します。公園内には「ミニトレイン」を走らせるとともにインクルーシブ遊具を整備し、子どもが安心して遊べる場になります。 (令和2年度より、「9月」に変更)	利用者数		440,000人 (累計)	数値上昇型	70,618人 【60,000人】	令和2年9月開園 利用者：67,831人 イクバス活用(園外保育)：2,787人	A	障がいがある子どもも安心して遊べる場の充実を図るとともに、イクバス活用及び園外保育の場としての活用を図る。			
③活動・体験機会の充実	子どもの体験機会の充実を図ります。	子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。	重点事業	19	子どものための文化体験事業 (計画策定時は「子どものための文化体験プログラム」)	文化デザイン課 保育課	子どもたちが多彩な文化芸術が体験できる機会を提供します。	区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に親しめるワークショップ等のアートプログラムを展開します。	①演劇公演実施回数、延べ参加者数 ②鑑賞教室実施回数、延べ参加者数 ③ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ④保育園ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ⑤ぞうじがや こどもステーション実施回数、延べ参加者数	①10回、2,056人 ②7回、587人 ③1回、24人 ④22回、450人 ⑤54回、1,931人	左記5つの取組について、同程度の回数及び参加人数を維持して実施する。	①数値維持継続型 ②数値維持継続型 ③数値維持継続型 ④数値維持継続型 ⑤数値維持継続型	①視聴人数 6,077人 【入場者数 2,000人】 ②3回 128人 【参加者数 640人】 ③1回 視聴人数35人 【参加人数 30名】 ④20回、549人 【参加者数 延べ500人】 ⑤26回、623人 ※一部オンライン 【延べ参加人数 2,000人】	NPO法人と協働し、未就学児向けの保育園ワークショップや夏休み期間に気軽にアートに触れ合うイベントを開催した。コロナウイルス感染症拡大防止のため、人数制限を設けたほか、オンライン配信などを行い、コロナ禍でもできる限り子どもたちがアートに触れ合う機会を提供した。	B	引き続き左記の取組を通して、子どもたちにアート体験を提供する。またコロナをきっかけに始めたオンライン配信などは、これまで参加できなかった子どもたちや保護者にも事業に参加するきっかけを提供できたため、引き続き、効果的だった部分は継続していきたい。	不要		
			計画事業	20	次世代育成事業助成	文化デザイン課	家庭や学校や習い事とは別の場所での体験や、同世代の仲間たちと一緒に楽しむ時間を過ごす中で、創造力・表現力・発想力・コミュニケーション力を磨きながら、健やかな身体と感性豊かな心を育てる。	区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、親しむ機会を提供します。(しま未来文化創利助成事業)	体験プログラム数		6プログラム	数値上昇型	2プログラム 【2プログラム】	新型コロナウイルス感染症拡大により、対面でのワークショップから完全オンラインに変更。ジャンルは音楽、コマ撮りのアニメーションとし、体験の内容を充実させた。	B	新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、オンラインだけでなく、対面でも行えるよう対策を強化し、安全にワークショップと、安心して実施。オンラインの良さも実践、ハイブリッド型ワークショップを構築する。			
			計画事業	21	アトカル・マジカル学園	文化デザイン課	親子や家族がアート・カルチャーに触れる機会を応援します。	「変身」をキーワードに演劇・ダンスの手法を使ったプログラム「マジカルへんしん教室」、親子が同級生になって授業を楽しむ「しまおやこ小学校」など、子育て世代を対象に、ワークショップや演技・演出など舞台芸術を体験する事業を実施します。また、子育て世代のアート体験をサポートする託児所と子どものアート体験が合体した「アート体験支援型託児 アートサポート児童館」を実施します。	プログラム提供日数		『東京芸術祭』の開催期間中、10日間程度	数値維持継続型	しまおやこ小学校 8日間 アートサポート児童館 3日間 【10日間】	池袋エリアを中心に展開する『東京芸術祭』のプログラムとして実施。親が観劇中等の子どもを預かる託児として展開し、子育て世代のアート体験をサポートした。	B	アートサポート児童館のコンセプトを最大限引き出すため、国際的舞台芸術祭である『東京芸術祭』の実行委員会が事業に取り組んでいく。			
			計画事業	22	図書館おはなし会・読み聞かせ事業	図書館課	子どもの読書機会の提供します。	子どもの読書活動を推進するため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小・中学校などを訪問、あるいは図書館に招待しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。	おはなし会等、読書普及企画の実施		年1回以上	数値維持継続型	— 【年1回以上】	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業自体は未実施だが、代替的にテーマ展示会を行った。	C	継続実施。			
			計画事業	23	生涯スポーツ推進事業	学習・スポーツ課	年齢や性別を問わず、スポーツに親しみ、楽しめる機会を提供し、スポーツ人口の増加を目指す。	子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習会を行い、スポーツリーダーを育成します。	事業数		35事業	数値上昇型	6事業 【22事業】	コロナ禍で開催数が限定されたものの、スポーツ教室、スポーツリーダー講習会等を行い、子どもたちの体験機会を提供した。	C	事業の継続、充実を目指す。			
計画事業	15	プレーパーク事業【再掲】	子ども若者課	子どもたちが自由で豊かな体験ができる機会を充実を図ります。	子どもが自由で豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。	出張プレーパーク実施回数		20回	数値上昇型	10回 【10回】	池袋本町プレーパークは、緊急事態宣言の影響で4月中旬と5月が実施できなかったが、屋外で子どもが自由な発想で自分らしく遊べる場所を提供した。出張プレーパークは保育園・スキップに限定し各施設6回及び2回、計18回実施した。	B	コロナ禍ではあるが、身近な地域で外遊びの機会を提供できるように出張プレーパークを実施する。						

具体的な取組			事業の概要					目標管理													
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	見直し(令和6年度)見直し ※重点事業のみ	見直しの理由(N)			
④学習支援の充実	学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。	区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。	重点事業	24	コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援	福祉総務課	子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。	コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。	①学習会実施回数 ②子どもの延べ参加者数	①61回 ②1,112人	①65回 ②1,400人	①数値上昇型 ②数値上昇型	①6回 【64回】 ②58人 【1,370人】	新型コロナウイルス感染症の影響により、学習会の大半が開催中止となった。学習会等の実施はできなかったものの、支援が途切れることがないよう、代わりとして、一部の学習会において、月に1回お便りを発行し、返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めた。	B	新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、従来通りの方法で学習会を開催することは困難である。コロナ禍でも、ボランティアと子どもたちの関係性が途切れることのないよう、学習会のあり方、返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めた。	不要	—	—		
			計画事業	25	としま未来塾	指導課	様々な事情等により学習習慣が十分に身に付いていない、学習の仕方が分からない生徒の学習をタブレット型PCを活用して支援し、学力の定着や希望する高等学校等への進学に繋がるよう支援を図ります。	地域人材を活用し、希望する生徒を対象に支援を行う。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			計画事業	26	小・中学校補習支援コンピューター事業	指導課	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援します。	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援コンピューターとして配置します。	各学校に大学生等を補習支援コンピューターとして配置する校数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			計画事業	27	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	子育て支援課	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩み相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。	高校への進学率100%	—	—	100%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			計画事業	28	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	福祉総務課	地域の定例会において、子ども達の学習指導における情報共有と意見交換を実施することで、効果的な支援を実施します。	地域で活動する無料学習支援団体をネットワーク化し、としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」を設立。共通する課題及び効果的な運営のノウハウを共有する場を設けるとともに活動を支援します。	とこネット定例会の開催	—	—	12回	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(4) 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

①児童虐待防止対策・いじめ防止対策	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。	重点事業	29	子ども虐待防止ネットワーク	子育て支援課	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	①虐待防止ネットワーク研修開催回数 ②出張講座開催回数	①2回 ②15回	①2回 (毎年度回数を維持) ②30回	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①1回 【2回】 ②30回 【20回】	コロナ禍のため、ネットワーク研修は予定していた2回を実施できなかった。出張講座に関しては、人数や会場を調整し、密にならない環境で実施した。	B	引き続き、関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応につなげる。	①不要 ②必要	①— ②40回	①— ②関係機関の関心も高く、既に目標値を達成しているため
			重点事業	30	いじめ防止対策推進事業	指導課	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見のための取組を推進します。	①学識経験者、保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②必要に応じ、学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会を開催します。 ③児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ④心理検査を実施し、個々の行動面や心気面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立ちます。 ※令和2年度より事業内容一部変更	①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員研修の実施	①小学校 93.5% 中学校 90.2% ②職層に応じ年3回実施	①小学校 100% 中学校 100% ②職層に応じ年3回実施	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①小学校 82.2% 中学校 96.8% 【100%】 ②職層に応じ年3回実施 【年3回】	心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施 学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催 学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催 教員研修の実施(5回) 臨時休業明けに校内心のケア委員会を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施(3回) ※委員会・調査・研修以外に、コロナ禍での長期休業明けの対応を十分に行うことができたため。	B	学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教職員の共通の意識を高め、いじめを、「しない・させない・見逃さない」体制づくりを推進する。 子どもスクリーンや家庭・地域においても、学校と一体的にいじめ対策を推進できる体制づくりを推進する。	不要	—	—

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)
①児童虐待防止対策・いじめ防止対策	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。	計画事業	31	児童虐待防止の普及・啓発	子育て支援課	児童虐待に関する知識を広く周知し、地域の中で気づきから早期発見につなげます。	児童虐待防止に関する区民への理解促進を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。	区民講演会参加人数		85名	数値維持継続型	66名 [85名]	「子どもの感情の育て方」というテーマで、コロナ禍ではあるが、保育も実施し、子育て中の保護者も参加できるように配慮した。	B	引き続き、児童虐待防止に関するテーマで年1回区民向け講演会を実施し、理解促進を図る。				
			計画事業	32	こんには赤ちゃん事業	健康推進課 長崎健康相談所	育児の不安を解消するとともに、把握された要支援の家庭に適切な支援を行い、虐待の未然防止と早期発見に努めます。虐待の未然防止と早期発見に努めます。	産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。	訪問率		100.0%	数値維持継続型	88.7% [100%]	赤ちゃん訪問(新生児訪問及び乳幼児全戸訪問)を実施。	B	赤ちゃん訪問を継続して実施。				
			計画事業	33	子育て訪問相談事業	子育て支援課	親子の孤立化防止のために訪問し、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	支援施設に意向することが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスを紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	訪問件数		4,000件	数値上昇型	3,707件 [2,600件]	保護者や関係機関からの要請に応じ訪問を行い、信頼関係を築きながら、助言等を行うことができた。	A	コロナ禍でさらに孤立している家庭が増えているためより支援を提供していく。				
			計画事業	34	母子一休型ショートケア事業(ひとり親家庭支援事業)	子育て支援課	要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。	母子一休型ショートケアの延利用日数		100日	数値維持継続型	80日 [100日]	保健師や子どもの権利グループからの相談から繋がる形で、要支援家庭の利用をすすめた。	B	要支援家庭の発見から、母子生活支援施設の利用も含め見守りができる体制を作る。				
			計画事業	35	家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)助成事業	子育て支援課	様々な理由から公的支援の「隙間」にある家庭に寄り添う地域活動を支援し、家庭の孤立や児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。	配偶者の暴力から逃げてきた被害者とその子どもを一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもを権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。 ※令和2年度より事業内容一部変更	助成団体数		1団体	数値維持継続型	1団体 [1団体]	事業について公募を行い、応募団体の申請内容を審査・交付決定し、当該団体のホームドクター及びオーガナイザー養成等の事業費への補助を行った。	B	令和2年度に引き続き、募集・助成を行い、地域におけるホームスタート事業を支援する。				
			計画事業	36	スクールカウンセラー事業	指導課 教育センター	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	配置校数 (全小中学校30校)		30校	数値維持継続型	30校 [30校]	東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣回数・回数を2倍に増加した。	A	今後も配置の維持を東京都に依頼する。				
			計画事業	37	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育センター	学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アトリーチ(訪問型の支援)を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	(全小中学校30校)		30校	数値維持継続型	29校 [30校]	コロナで休校が続くなどの影響により、拠点校配置型を一部導入することはできなかったが、支援にクロムブックを導入し、オンライン面談等を実施するなど、コロナ禍に適した支援を行った。	B	学校をプラットフォームとした支援形態に、段階的に移行する。				
②相談・救済体制の整備	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	重点事業	38	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置	子ども若者課	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に対応するために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①令和3年度中に開設 ②50件	①ー ②数値上昇型	①設置に向け検討 ②ー	「子どもの権利委員会」を全3回開催し、その中で「子どもの権利擁護センター(仮称)」も含めた「子どもの権利擁護制度」のあり方について検討した。	B	子どもの権利に関する施策検証の中で既存事業の課題を整理しながら、子どもの権利擁護のために既存事業の活用方法や連携方法を検討していく。	①必要 ②不要	①令和4年度中に開設 ②ー	①新型コロナウイルス感染症の影響で区の財政等に影響が生じており、様々な事業にスケジュールの変更が発生しているため。 ②ー		

具体的な取組			事業の概要						目標管理										
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ	見直しの理由(N)	
②相談・救済体制の整備	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	重点事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業	子育て支援課	子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関わる活動件数	5件	10件	数値上昇型	15件【7件】	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	B	引き続き、ジャンプでの巡回相談、必要に応じて個別相談を実施する。また、権利擁護センター（仮称）の設置検討においては、センター設置後の出張相談の在り方についてもあわせて検討していく。	必要	20件	中高生の権利侵害に関わる相談への関心が高まっているため。
			計画事業	40	児童相談所の設置・運営	子育て支援課	児童相談所を設置し、児童虐待に迅速、確実に対応する体制を実現します。	児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け助言を行うほか、必要に応じて専門機関へ繋ぎます。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。	-	-	-	-	東京都及び厚生労働省との協議に向けた児童相談所設置計画書を作成。また、他自治体及び児童養護施設等へ20名超の職員派遣を実施し人材育成を推進するとともに、児童相談所開設アドバイザーを含む専門職の職員採用を進め、組織体制の確保及び強化を図った。	B	政令指定に先立つ東京都及び厚生労働省との事前協議に向け、より具体的な運用の検討を進めるとともに、東京都からの事務引継ぎを着実に進め、円滑な運営のための体制整備を推進する。				
			計画事業	41	人権擁護委員相談事業	区民相談課	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもを対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。	人権擁護委員が、電話相談を24時間受け付けます。	-	-	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。（相談件数は全3件）	B	コロナ禍においても電話相談を継続する。				
			計画事業	42	子ども若者総合相談事業（アンスとしま）	子ども若者課	子どもの相談へのハードルを下げ、気軽に相談体験することで将来の重篤化を予防します。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども、若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施し、必要な支援へ繋げていきます。	登録相談者数	250人	数値上昇型	144人【150人】	SNS等での情報発信、公立高校等での出前講座、中高生センタージャンプでの出張相談などで、相談のハードルを下げるための活動を実施した。	B	引き続き、予防的支援を強化し、気軽に相談できる窓口を目指し、重篤化する前からの相談に繋がるよう情報発信と意識啓蒙に努める。				
			計画事業	43	子どもに関する相談事業	子育て支援課	東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。	0～18歳の子どもの家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。	機関連携数	500件	数値上昇型	345件【400件】	保健所、保育園等関係機関と連携しながら、ケース対応し支援にあたった。	B	引き続き連携を密にし、切れ目のない支援を行う。				
			計画事業	44	子どもからの専用電話相談	子育て支援課	フリーダイヤルで相談できることを周知し、子どもからの相談を受けられる環境を整備することで、子どもの相談・救済を図ります。	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数	4件	数値上昇型	1件【2件】	フリーダイヤルの周知が不足しているため件数が少ない。	C	小学校4年生から中学生までに学校を通しフリーダイヤルの周知に努める。				
			計画事業	45	子ども家庭女性相談事業	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	相談件数	14,000件	数値上昇型	10,746件【12,000件】	DV被害者の相談、一時保護、若年女性の相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する臨時の食料支援を実施。	B	あらゆる機会を捉え、相談につなげ自立に向けての支援を寄り添い支援を行う。				

「豊島区子ども・若者総合計画」 子どもの権利保障に関する施策の検証

(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

① 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。
内容	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

資料5-2	令和4年6月3日
	第3期第1回 豊島区子どもの権利委員会

事業の概要				子どもの権利保障に関する項目				
事業No.	事業名	担当課	事業目標	事業内容	虐待やいじめを未然防止するために、特に力を入れて取り組んでいることはありますか。検討中の取組を含めて記載してください。	子どもや子育て家庭の認知度や利用率を向上させるため、どのような周知活動を行っていますか。	虐待やいじめは発見された場合、どのような対応をしていますか。	新型コロナウイルス感染症の影響下で虐待・いじめの未然防止のために特に力を入れたこと、または事業実施に支障をきたしたことを記入してください。
29	子ども虐待防止ネットワーク事業	子育て支援課	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	子ども自身からの発信につながるようSOSカードの配布を予定している。	区民講演会や虐待防止キャンペーンで周知を図る他、SNSを活用し子育て世代や児童本人に向けた動画を配信している。	必要な調査を実施、子どもへの聞き取り、保護者との面接を行い、支援につなげる。	コロナの感染を不安に思う保護者から、面接や訪問を拒否されることもあった。令和2年11月から見守り強化事業を実施し、306世帯をフォローした。
30	いじめ防止対策推進事業	指導課	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見を図ります。	①保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ③心理検査を実施し、個々の行動面や心情面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立ちます。	各学校において、年3回以上のいじめ防止授業を行うとともに、人権への理解を深めるため外部講師を招聘した授業を実施している。	各学校を通じていじめ防止対策に関するチラシ等配布している。	区のいじめ防止対策推進条例、同基本方針に基づき、学校いじめ防止対策推進基本方針を制定し、組織的に対応している。虐待についても都の虐待防止研修セットを活用した研修を各校で行い、教員が虐待を見逃さないよう注意している。	幼児・児童・生徒の中には、新型コロナウイルス感染拡大の状況が続き、自分が感染するのではないかと不安や恐れを抱いてストレス症状を示すことが想定されたため、各学校・園において、学期初めには必ず、学級担任や養護教諭のみでなく、学校が一体となった観察を行い、全員面接を実施し、校内心のケア委員会で幼児・児童・生徒の状況を的確に把握し、一人一人の幼児・児童・生徒に対してきめやかな対応を組織的に実施した。
31	児童虐待防止の普及・啓発	子育て支援課	児童虐待に関する知識を広く周知し、地域の中での気づきから早期発見につなげます。	児童虐待防止に関する区民への理解促進等を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。	関係機関や地域の民生主任児童委員との連携を密に情報共有する。	関係機関にチラシを配布するとともに、区ホームページ、SNSで情報を発信している。	必要な調査を実施、子どもへの聞き取り、保護者との面接を行い、支援につなげる。	コロナの感染拡大を防ぐため、予定していた研修、会議を実施できないことがあった。
32	こんには赤ちゃん事業	健康推進課 長崎健康相談所	育児の不安を解消するとともに、把握された要支援の家庭に適切な支援を行い、虐待の未然防止と早期発見に努めます。虐待の未然防止と早期発見に努めます。	産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。	こんには赤ちゃん訪問で把握された要支援家庭について母子保健事業につなげたり、保健師が個別に支援を継続するほか、関係機関と連携を図り、切れ目なくかつ重層的に支援している。	妊娠届出時に「赤ちゃん訪問のお知らせ」を全数配布しています。また、母親学級やパパママ準備教室やホームページで周知している。	関係機関と連携を図り、重層的に支援している。	感染症対策を講じた上で、従来通りの赤ちゃん訪問を継続した。要支援家庭については個別支援や母子保健事業で支援を継続するとともに、関係機関との連携で切れ目のない支援を実施した。
33	子育て訪問相談事業	子育て支援課	親子の孤立化防止のために訪問し必要な支援を提供し、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	支援施設に向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイザーや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	保護者からの子育ての不安への丁寧な聞き取り及び最適な支援の提供を行う。	育児訪問、センター講座、SNSを有効活用する。	子どもの権利グループとの連携を強化する。	虐待防止の観点から、育児訪問相談はコロナ禍であってもできる限り対応をした。バースデイ訪問も電話対応を可能にし、絵本をポストイングするという工夫をした。
34	母子一体型ショートケア事業 (ひとり親家庭支援事業)	子育て支援課	要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。	要支援家庭の早期発見と、見守り機関との連携を強化する。	関係機関への事業周知を徹底する。	子どもの権利グループとの連携を強化する。	緊急事態宣言中は極力利用を控えてもらった。
35	家庭訪問型子育て支援 (ホームスタート) 助成事業	子育て支援課	様々な理由から公的な支援の「隙間」にある家庭に寄り添う地域活動を支援し、家庭の孤立や児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。	親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業（未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動）を行う団体に対し、活動経費の助成を行います。	児童虐待の未然防止を目的に、訪問活動を実施している団体を助成するため、本事業を実施している。	事業者が作成した当該事業のリーフレットを、区の母子保健事業や施設等で配付するなど、周知への協力を行っている。	ホームスタート実施団体が、内容や状況に応じて児童相談所、区の虐待対応担当や母子保健担当などへ連携している。	補助金の交付決定団体による、ホームDJター養成講座が実施できない事が懸念されたが、開催時期を変更して講座を実施できたことにより、ほぼ計画どおりの活動実績となった。

初上と平常時とに差
めず。

に対して、初期経費の増加はない。

事業の概要					子どもの権利保障に関する項目			
事業No.	事業名	担当課	事業目標	事業内容	虐待やいじめを未然防止するために、特に力を入れて取り組んでいることはありますか。検討中の取組を含めて記載してください。	子どもや子育て家庭の認知度や利用率を向上させるため、どのような周知活動を行っていますか。	虐待やいじめは発見された場合、どのような対応をしていますか。	新型コロナウイルス感染症の影響下で虐待・いじめの未然防止のために特に力を入れたこと、または事業実施に支障をきたしたことを記入してください。
36	スクールカウンセラー事業	指導課 教育センター	都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	各学校において、年3回以上のいじめ防止授業を行うとともに、人権への理解を深めるため外部講師を招聘した授業を実施している。	各学校を通じてチラシ等配布している。	区のいじめ防止対策推進条例、同基本方針に基づき、学校いじめ防止対策推進基本方針を制定し、組織的に対応している。虐待についても都の虐待防止研修セットを活用した研修を各校で行い、教員が虐待を見逃さないよう注意している。	学期初めに必ず心のケアアンケートを実施し、その結果を踏まえた全員面接を実施した。さらにその中で悩みがあると回答した児童・生徒についてはSCによる面接を行い、SCとのつながりを作るとともに児童・生徒の心身の正確な状態を把握した。コロナ禍における家庭での虐待を発見する事例もあった。区立幼稚園スクールカウンセラー事業に関して、これまで幼小連携の一環で小学校の土曜公開事業を参観していたが、コロナの影響で実施できなかった。
37	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育センター	学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	主訴が異なるケースであっても、虐待やいじめが潜んでいる可能性を考慮し、相談活動を展開している。	校長会や関係機関の研修会等の場で周知を行っている。	虐待については子ども家庭支援センターや児童相談所、いじめについては学校及び教育委員会の所管課と連携を図り対応している。	新型コロナウイルス感染症の影響下においても変化なく、虐待については子ども家庭支援センターや児童相談所、いじめについては学校及び教育委員会の所管課と連携を図り対応している。事業実施に支障をきたしたことはない。

②相談・救済体制の整備

目標	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。
内容	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

事業の概要					子どもの権利保障に関する項目				
事業No.	事業名	担当課	事業目標	事業内容	子どもが相談しやすいよう、力を入れて取り組んでいることや留意していることはありますか。検討中の取組を含めて記載してください	子どもや子育て家庭の認知度や利用率を向上させるため、どのような周知活動を行っていますか	相談対応において、子どもと親の意向が反する場合にどのような対応をしていますか。	他機関に繋ぐ必要がある相談を受けた際、どのような関係機関に繋ぎ、どのように解決を図っていますか	新型コロナウイルス感染症の影響下で子どもの相談支援に特に力を入れたこと、または事業実施に支障をきたしたことを記入してください。
38	「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置	子ども若者課	子どもの権利侵害を予防、救済します。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	子どもからの相談窓口となる拠点や首段からの子どもたちの居場所となる場所等に設置し、そこに相談員を配置することで子どもたちが気軽に相談できる環境を未然に整えることを検討している。	区HPや広報として周知するとともに、SNSやチャットアプリ等、子どもに身近なものでアプローチできるような方法を検討している。	子どもの権利を守ることを念頭におきながら相互理解を求めていくが、生命等に関わる場合は法的根拠に基づき、対応することが想定される。	必要な聞き取り等を行ったうえで、学校や児童相談所や子育て支援課（子どもの権利グループ）等と連携し対応することが想定される。	児童及び保護者と接触する際の感染予防対策の徹底を行った上で対応するが、対面やアウトリーチでの対応困難となることが想定される。電話やWeb上でも対応できる等、対面以外での対応方法を準備しておくことを検討している。
39	子どもの権利擁護委員相談事業	子育て支援課	子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	相談場所は子どもがアクセスしやすい所に設定している。	ジャンプの館内掲示やホームページで周知している。	子どもの権利を守ることを第一に対応し、必要に応じて保護者との面談を実施している。	子どもの権利グループと連携を取りながら必要な支援が受けられるよう対応する。	コロナ禍においても、ジャンプでの巡回相談、個別相談は柔軟に対応した。
40	児童相談所の設置・運営	子育て支援課	児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	児相開設前より専門研修を受講し、日々の業務（派遣含む）を通し、実践を重ねている。開設後、措置児童に対し都作成の「子どもの権利ノート」相談用はがき（都事業）を配布。児童福祉司が定期的に面接し権利保障を確認する。一時保護所では児童用の意見箱の設置、子どもの権利擁護委員との交流を検討している。	要保護児童地域対策協議会実務者会議にて開設準備の状況を報告している。開設年度は同協議会の登録機関の施設長会を中心に事業案内、区民向けに広報、パンフレットによる配布物において開設案内を行う予定である。	基本的には児童福祉司が専門職、関係機関の関わりを調整しながら対話を通し、相互理解を求めていくが、安全、生命等に関わる場合は法的根拠に基づき、児童相談所の判断で対応することがある。	区外児童に関わるケースを受理した場合は、児童の安全を迅速に確認したうえで、所管児童相談所へ送致する。緊急な対応が必要なケースでは、警察署や裁判所と連携し、迅速に児童の安全を確保できるよう努める。	児童及び保護者と接触する際の感染予防対策の徹底を行う。 新型コロナウイルス感染症を理由に児童相談所の訪問や面接を拒否する家庭が出てくるのが予想され、児童の安全確認に支障をきたす恐れがある。
41	人権擁護委員相談事業	区民相談課	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもを対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。	広報として区HPなどで人権擁護委員について周知することで、相談しやすい環境づくりに努めている。	広報として区HPなどで周知している。	人権擁護委員が、相談内容に応じて適切な関係機関につないでいる。	人権擁護委員が、相談内容に応じて適切な関係機関につないでいる。	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、法務省から対面による相談を休止するよう連絡があったため、休止している。しかし、新型コロナウイルス感染症が流行する前から実施している電話相談については、継続して実施できている。
42	子ども若者総合相談事業（アシスとしま）	子ども若者課	子どもの相談へのハードルを下げ、気軽に相談体験することで将来の重篤化を予防します。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	公立小中学校で児童生徒に配付しているタブレットパソコンでアシスとしまに直接相談できるツールを作成している。	公立小中学校の卒業時のアシスカートの配付や、SNSなど子ども若者に届きやすい方法で情報を発信している。	親がして欲しいことではなく、子どもがどうしたいかに寄り添った支援を行っている。親から相談があった場合も、本人から連絡してもらおうように伝えている。	障害者福祉課、くらしごとセンター、保健所、女性相談、CSWなど、支援する中で必要な部署と連携しながら支援し、就労のみで自立を目指す。	対面での支援を極力控えていた時期は電話で定期的に状況等の話を聞き相談を受け、困難な状況下でも繋がっていることを伝えた。アウトリーチについては開催している子ども食堂がほとんどなかったため実施できなかった。また、情報発信を強化し、広報、ホームページ、SNS、メルマガに掲載し、大型ビジョンに映像を流した。
43	子どもに関する相談事業	子育て支援課	東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。	0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。	来館の場合は部屋の設定を工夫。未就学児の場合は特に、対象児が落ち着くものを用意する。言葉遣い、話し方について等、OJTや研修でスキルを身につける。	育児訪問、センター講座、センターだより、SNS等を有効活用している。	子どもの権利を守ることを第一にしつつ、親面談・子面談を実施していく。	子どもの権利グループとの連携、情報共有し役割分担している。	会議が開催されにくかったため、特に気になるケースについては電話等で連絡を密に取るように心がけた。
44	子どもからの専用電話相談	子育て支援課	フリーダイヤルで相談できることを周知し子どもからの相談を受けます。	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	児童向けのPR動画を配信している。	SOSカードの配布、SNSを有効活用している。	子どもの権利を守ることを第一に対応し、必要に応じて保護者との面談を実施している。	子どもの権利グループとの連携、情報共有し役割分担している。	特になし。
45	子ども家庭女性相談事業	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指	虐待が疑われることに対して、こどもの権利グループと連携しこども目線の相談も同時に行っている。	ホームページ、リーフレットを作成し、周知している。	子どもの権利グループとの連携で、それぞれの立場での処遇検討を行っている。	子どもの権利グループとの連携、情報共有し役割分担している。	特になし。

導、援助を行います。

子どもの権利普及・啓発等の取組について

1. 令和3年度の取組

項目	事業内容	実施内容	実施時期
パンフレット等の作成	・子どもの権利に関する条例周知用パンフレットの作成	対象：区立小中学校の全生徒・児童 部数：13,000部	令和4年 3月
情報発信	・「広報としま」11月号に子どもの権利を紹介する記事を掲載	掲載記事： 11月1日号特集版	令和3年 11月
	・としまテレビ（ケーブルテレビ）の豊島区広報番組「としま情報スクエア」に出演し、子どもの権利を紹介	同左	11月
	・中央図書館での図書館展示にて、子どもの権利に関する書籍の紹介	同左	11月
	・庁舎内で開催された「人権パネル展示」等への出展	パネル数：12点	12月
区立学校における取組	・東京都教育委員会人権尊重教育推進校・豊島区教育委員会研究開発指定校（巣鴨小学校）の取組に「子どもの権利条例」を盛り込んで実施	講師：子ども若者課職員 対象：6年生2クラス	5月
	・小学4～6年生向け学習パンフレットの活用	対象：区立小学校（全22校）	通年
	・人権教育担当の教員（全小中学校）を対象とした研修会で「子どもの権利条例」について、理解を促進	実施回数：4回 参加人数：のべ40人	5月
ワークショップ・講座等の実施	・としま子ども会議の実施	回数：7回 参加人数：のべ16人	通年
	・豊島子ども大学「区長とティータイム」の実施（立教大学が実施する「豊島子ども大学」の一環として、「区長とティータイム」を実施）	参加人数：のべ30人	11月
	・区立保育園でのCAPワークショップ実施	実施園：2園 実施回数：6回	12月等
	・区民団体等（ファミリー・サポート・センター）を対象とした子どもの権利の理解を深めるための出前講座実施	実施回数：2回 参加人数：のべ42人	6・11月
	・長崎小学校にて「子どもの権利」学習プログラムを実施	実施回数：1回 「子どもの権利出張講座・子どもの権利擁護委員」	11月
	・職員を対象としたe-ラーニングの実施	同左	6月～

2. 令和4年度の取組予定

(令和4年6月1日時点)

項目	事業内容	実施内容	実施時期
パンフレット等の配布	・子どもの権利に関する条例周知用パンフレットの配付	対象：区立小中学校の全生徒・児童	4月
情報発信	・「広報としま」への子どもの権利を紹介する記事を掲載	調整中	(11月)
	・としまテレビ（ケーブルテレビ）の豊島区広報番組「としま情報スクエア」に出演し、子どもの権利を紹介	調整中	(11月)
	・庁舎内で開催される「人権パネル展示」等への出展	調整中	(12月)
区立学校における取組	・東京都教育委員会人権尊重教育推進校・豊島区教育委員会研究開発指定校（巣鴨小学校）の取組に「子どもの権利条例」を盛り込んで実施	講師：子ども若者課職員 対象：6年生2クラス	5月
	・小学4～6年生向け学習パンフレットの活用	対象：区立小学校（全22校）	(通年)
	・人権教育担当の教員（全小中学校）を対象とした研修会で「子どもの権利条例」について理解促進	前年度と同様を予定	5月
ワークショップ・講座等の実施	・としま子ども会議の実施	参加者：17人	通年
	・豊島子ども大学「区長とティータイム」の実施	前年度と同様を予定	11月
	・区立保育園でのCAPワークショップ実施	調整中	未定
	・区民団体等を対象とした子どもの権利の理解を深めるための出前講座実施	前年度と同様を予定	(6月・11月)
	・学校における「子どもの権利」学習プログラムの実施	調整中	未定
	・職員を対象としたe-ラーニングの実施	前年度と同様を予定	(6月～)

※実施時期の（ ）については予定を表しています。

第3期 第1回豊島区子どもの権利委員会 意見票

本日の議事等について、ご意見等がございましたら、**令和4年6月17日（金）**までに電子メール・FAX等で下記担当までご提出ください。

委員氏名 _____

ご意見等

※記入スペースが不足する場合は、任意の様式にてご提出ください。

豊島区 子ども家庭部 子ども若者課 担当：杉本・宮崎
FAX：03-3980-5042
E-mail：A0017309@city.toshima.lg.jp